

津軽地域ごみ処理広域化協議会の解散及び財産処分等について

津軽地域ごみ処理広域化協議会（以下「協議会」という。）は、全 101 項目の協議項目を決定し、弘前地区環境整備事務組合の規約変更をもって当初の目的を達成した。よって、協議会会則第 11 条の規定による解散の時期、解散に伴う財産処分及び事務処理を次のとおりとしたい。

- 1 協議会の事務は出納事務が終了するまで行うものとし、協議会の収支は出納事務終了後に決算を確定するものとする。
- 2 決算確定後、協議会委員に書面にて報告する。
- 3 以上の項目にわたる関係事務は、広域化後の弘前地区環境整備事務組合事務局が行う。
- 4 協議会の財産（決算確定に伴う剰余金及び備品）は、すべて広域化後の弘前地区環境整備事務組合に引き継ぐものとし、財産の引き継ぎが終了した時点で協議会を解散するものとする。

以上

（参考）関係事務の処理時期の目安

R8/4/1～	R8/5/1～	R8/6/1～
	4/1 広域化開始	5/31 出納閉鎖
出納事務 ～5/31 まで		
3/31 事務局解散	4/1 備品（ノート PC 1 台）の引継ぎ	6/1 財産（決算剰余金）の引継ぎ・協議会解散
		7 月頃 決算報告 (協議会委員へ書面報告)